

ヒンツェとウェーバー

——西洋型国家の歴史的特質をめぐって——

牧野 雅彦

1 歴史主義と国家学の再編

- (1) 国家学の現状と課題
 - (2) ロッシャールの『政治学』
 - (3) 古典古代とヨーロッパ——国家形成の歴史的前提
- ## 2 ヒンツェの比較国制史——ウェーバー構想の継承
- (1) 西洋議會制の世界史的位置
 - (2) 封建制の本質
 - (3) 身分Ⅱ議會制の二類型
 - (4) イギリス型議會制と地方自治
- ## 3 ウェーバー内政改革論との関連

1 歴史主義と国家学の再編

マックス・ウェーバーの社会学的作業の主題が、西洋近代文化の歴史的特性とそれを形成した諸条件の探求にあつたことはよく知られている。そうした観点からウェーバーは「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」にはじまる一連の宗教社会学的著作において、西洋文化の歴史系譜を探索したのであった。その集大成といわれる『世

界宗教の経済倫理』では、中国やインドの宗教倫理との対比（「儒教と道教」「ヒンズー教と仏教」）をふまえて、特殊西洋的な合理化「世界の魔術からの解放」の起点としてのユダヤ教の成立過程を検討した上で（「古代ユダヤ教」）、さらに原始キリスト教の成立から世界宗教への展開、イスラム教の特質が検討される予定であったといわれている。残念ながらその作業は果たされることはなかった。未完のまま終わったウエーバーの構想がどのようなものであったのか、これを再構成するという課題は、いまひとつの「主著」とされる『経済と社会』をどう理解するかという問題とも関連している。というのも『経済と社会』とりわけ「支配の社会学」を貫く問題意識は、まさにヨーロッパにおいて成立した近代国家の特殊性とその歴史的条件を明らかにするという課題であったと思われるからである。そうしたウエーバーの未完の作業を再構成する手がかりとして、ここでは同時代の国制史家オットー・ヒンツェの仕事ととりあげることにはしたい。

西洋の議会制の起源を中身分制にもとめてその特質を考察したヒンツェの二つの論文「西洋の身分制の類型学」、「代議制の世界史的条件」はわが国でもよく知られている。これらの論文はウエーバー没後だいぶ時間がたった一九三〇年と三一年に発表されているということもあって、ふつうヒンツェは研究史上ウエーバー以後の人物として受けとめられている¹。たしかにこれらの論文では当時すでに公刊されていたウエーバーの『経済と社会』などから社会的な方法を批判的に摂取しており、ウエーバーの比較社会学的な問題意識を受けついで仕事として読む、あるいはウエーバーが未完に終わらせた課題を解決する手がかりとしてヒンツェの仕事を読むというやり方は基本的には間違っていない。

しかしながら両者の関係は必ずしもウエーバーからヒンツェへの一方だけであったわけではない。そのことを明確に示しているのが一八九七年に『シユモラー年報』に掲載されたヒンツェの論文「ロッシヤの政治的發展理論」

である。

(1) 国家学の現状と課題

この論文は歴史学派経済学の創始者の一人といわれるウイルヘルム・ロツシャーが晩年に書いた『政治学』(二版一八九三年)の書評論文である。周知のようにウエーバーはその最初の方法論文「ロツシャーとクニース」において、歴史学派経済学の創始者二人の方法論を再検討したのであるが、ヒンツェもまたロツシャーの方法を検討することを通じてみずからの研究課題と方法とを形成している。その意味においてこの論文は、後の比較国制史研究のための方法的序説をなすものとして重要であると同時に、ウエーバーの論文に先行し、その論点を一部先取りするものであったという意味でも重要である——後述するようにウエーバー自身「ロツシャーとクニース」の中で、ヒンツェのこの論文の参照を求めている——。ヒンツェはまず次のような書き出しで論文をはじめている。

「ロツシャーとともに、わがドイツの大学の政治学の最後の代表がいなくなってしまった。トライチュケもまた没して以来、政治について常設の講義をもっている名のある学者は一人も見いだせなくなってしまった。こうした形態の『国家学』(die Wissenschaft vom Staat) はわが国の大学の学問の世界からほとんど引退しようとしているかのように見える」(Otto Hintze, Roschers politische Entwicklungstheorie, Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich, 21. Jg., 1897, S. 767)。

政治についての学としての「国家学」はいまや衰退しつつあるように見える。政治学の現状をヒンツェがこのように慨嘆する背景には、一九世紀後半期のドイツにおいて生じつつあった「国家学」をめぐる状況の大きな変化がある。

「その後退は明らかに、今日ひとつがもっぱら『国家諸科学』(Staatswissenschaften)の名称で総括するところの学問の一部門、つまりは国民経済学のままさまざまな科目の急速な開花と連関している。『国家諸科学事典』(Handwörterbuch der Staatswissenschaften)の頁を一通りめぐってみるならば、政治学の分野に属する対象を扱ったあれこれの論文をほとんど見いだすことができないことに気づくだろう。ブルンチュリ [J. C. Bluntschli 1808-1881] とブラーター [Karl Brater] によって編集されたかつての『国家事典』(Staatswörterbuch)には逆に数本の国民経済学論文しか見られなかったのと同様である。今日、国民経済学と社会政策が他の国家諸科学の分野をほとんど吸収してしまっているのである。／学問の営みにおけるこのような転換が一代前から遂行されているところの生活の公的関心における転換によって規定されているという事実はいうまでもないことだろう。一八一五年から一八七〇年にいたるまでは、立憲的・国民的な意味の政治的な新秩序の建設という課題に国民の最良の力が従事したように、今日では最も能力ある頭脳は帝国建設以来わが国の公的生活の前面に登場してきた巨大な問題、社会改革という問題に立ち向かうことになったのである」(ebenda, S. 767-768, /原文改行、以下同じ)。

国家と政治をめぐる学問的な関心の変化は、なによりもドイツの統一とそれによって生じた政治的・社会的な変動がもたらした結果であった。統一と国民国家の建設といういわば外交的・政治的課題から、「社会問題」の解決と国

内の階級的宥和という内政的課題への関心の移行、これが社会政策の学としての国民経済学の興隆と、国家学そのものの編成を決定的に変容させることになったとヒンツェはいうのである。

ただし、とヒンツェは同時期に行われたウェーバーのフライブルク大学就任講演『国民国家と経済政策』の口吻を思わせるようなかたちで述べている。

「最近では幅広い人々によって社会政策上の諸問題が国家理性の観点から取り扱われるようになってきていることは政治的進歩の徴候としてまことに歓迎すべきことである。社会改革はたんなる経済的進歩や社会的正義の要請ではなく、何よりも国民的な権力の発展の要請でもあるのである。／そうした見方がさらに浸透することによって学問的な関心にも影響を及ぼすようになることを押しとどめることはできない。すなわち、国家の固有の本質、その発展、国家の経済及び社会生活との関連、それらが相互に規定しあっていること、そしてそれらはまた共通の根を民族生活の心理的過程のうちに、大地によって与えられて、これらの生活に付着しているところの自然的生存条件におけるように有していること——これらすべての問題は将来くり返し新たな観点から研究し叙述されねばならないのである」
(ebenda, S. 768)。

今日では社会政策と国民的な権力政治の要求と密接な連関にあることがあらためて強調されるようになってきている。まさに国民的な権力への関心から国家に関する科学は再建されなければならない。それではこれらの研究は将来いかなる基盤にもとづいて、いかなる方法に基づいて行われるべきであるのか。ヒンツェは述べている。

「この点に関しては他の学問分野にすでに存在しているような確固とした伝統はわが国にも外国にもまだ存在していない。まさにこの分野における最も傑出したドイツの学者——わたしはブルンチュリやトライチュケのことを念頭においているのであるが——、かれらも今後の基本的方向を定めて将来の基礎を固めたというよりも、むしろ素材の新鮮で才気ある取り扱いや、その個性によって影響を与えたのである。近年イギリス、フランス、アメリカにおいて政治について書かれたものも、手探りの試みという刻印を帯びているし、他の学問に見られるような視点の統一性を有しているわけではない。／政治学は目下のところ、なお未完成の、いままさに生成しつつある学問なのである。政治学という名前が畏敬の念を起させるだけの古さをもっていること、また最近になって出てきた個々の体系の自己完結した性格などに惑わされてはならない。まさに完結した体系にこそわれわれは満足できないのである。それらは——より古い、一面的に自然法理論に依拠したものを度外視するとすれば——ブルンチュリのように、今世紀前半に栄えた哲学的観念論の思弁的な方法と、国制史を作り出した歴史学派の実証主義的成果とのひとつの妥協に基づいている。しかしながら、それらの哲学的な基礎はそれがかつての世代に対してもついていたような説得力を欠いているし、その歴史的経験的知識は政治的な体系の中では幅広さも深みももっていないのである」(ebenda, S. 769)。

今日欧米諸国でさまざまのかたちで政治の学問的な研究の試みが行われているが、いまだ共通の理論的基礎や明確な体系は確立されていない。まさにそうした形成途上の政治学の方法と課題を採るひとつの手がかりをあたえるのが、歴史学派経済学の創始者の一人といわれるウィルヘルム・ロツシャーが晩年に公刊した『政治学』なのであった。

(2) ロツシャーの『政治学』

そのロツシャールの『政治学』の構成は以下のようなものである。

序論 国家形態の分類

第一書 君主制一般——原君主制

第二書 貴族制

第三書 絶対君主制

第四書 民主制

第五書 金権制とプロレタリアート

第六書 カエサル主義

君主制、貴族制、民主制という伝統的な国家体制の分類に依拠しながら、それらの類型の特質とその発展・移行を提示するということにロツシャールの書物の主眼はおかれている。古代ギリシアの都市国家ポリスが君主制（もとよりヨーロッパのそれとは大分様相を異にしているのではあるが）から貴族制、民主制といった体制の変転をくりかえす、あるいは民主制の発展の途上で民衆の支持に依拠しながら僭主制という一種の独裁制があらわれるということはアリストテレスがその『政治学』で論じて以来周知のことからであった。古代ローマもまた同様に共和制から帝制への発展を示していたこと、あたかもそれをなぞるかのように革命後のフランスの共和制がナポレオンの帝制へと転換していったこと、さらに一八四八年二月革命において同様の経験がくり返されたこと、古典古代と中世・近代ヨーロッパのこうした歴史的・政治的経験に基づいて、諸民族の政治的発展の過程に共通に当てはまる類型的発展を再構成しよ

うとしたのである。いわばアリストテレスの『政治学』をヨーロッパ世界にまで拡大して再構成したということができらるであろう。歴史的・地理的な相違を越えてくり返し現れる体制の類型を描くというそうした特徴は、たとえば古代から中世、近代をひとつの類型におさめた第四書民主制の後半部分の構成によく表れている。

第四書 民主制

第八章 アテナイ

第九章 ローマ

第十章 中世のツンフト民主制

第十一章 スイス

第十二章 北アメリカ

第十三章 フランス革命

歴史の個別具体的な時間的な経過を横断する一般的普遍的な類型学を提示したという点で、ロッシヤアのこの『政治学』を、ウェーバーの『経済と社会』とくにその中の「支配の諸類型」の先駆とするという議論——したがってウェーバーの議論の主眼をそうした一般理論の提示にもとめるといふ理解——も一部のウェーバー研究の中でみられるが (vgl. Wolfgang Mommsen, *Universalgeschichte und politisches Denken*, in: ders., Max Weber. *Gesellschaft, Politik und Geschichte*, Frankfurt a. M. 1974, 中村貞一・米沢和彦・嘉日克彦訳『マックス・ヴェーバー 社会・政治・歴史』未来社、一九七七年、三一〇頁以下)、そうした見方はウェーバーの方法論的作業、とくに「ロッシヤアとクニース」の

理解として基本的な誤謬をおかしている。ウェーバーは、ロツシャーが民族の発展を定型的にくり返されるひとつの循環として把握していることについて、ヒンツェのこの論文に言及しながら、次のように述べていた。

「諸民族」を類的存在として取り扱うということは、当然のことながら、あらゆる民族の発展は一つの典型的で自己完結的な循環として、生物個体の発展と同じような仕方方で把握することができるということを前提としている。だからこのことはロツシャーの見解によれば少なくとも一定の文化発展を示しているすべての民族に実際に当てはまるのであり、文化民族が興隆し、老成して、そして衰退していくという事実のうちに示されている。——これは外見的にはさまざまな形態をとるにもかかわらず、すべての国民に例外なく生ずるところ過程、生理的な個体に生ずるのと同様の過程なのだとロツシャーはいうのである。経済的な現象も諸民族のこの生の過程の一部として「生理学的に」把握することができる。諸民族はロツシャーにとっては——ヒンツェがまったく適切に表現しているように——「生物学的な類的存在」なのである」(Weber, Roscher und Kries, WL, S. 22-23, 松井秀親訳「ロツシャーとクニース」未来社、一九八八年、訳四九頁)。

民族の一般的な発展というような、生物個体の類推(アナロジー)に基づく把握に対して、個別民族の歴史的条件とそれにもとづく歴史的「個体」の認識を重視する、というのがロツシャーに対するクニースの立場であり、ウェーバーの方法論はそうしたクニースの立場を——その問題点を方法的に検討した上で——あらためて再構成しようとするものであったが、ヒンツェの論文もそうしたウェーバーの方法論的な立場と基本的に一致するものとして参照されているのである。このことは次の引用につけられた註記を見ればさらに明確になるであろう。文化民族に共通する

類型的発展という立場からロツシャーが提示した国民経済の段階論、いわゆる「自然」、「労働」、「資本」の三段階論について批判的に検討した後に、『政治学』における政治組織の類型論についてもウエーバーは次のように言及している。

「政治的組織形態の発展についての彼の諸論文においてもロツシャーはまったく同様の立場をとっている。かれは歴史的な並行関係という観点から国家形態の継起がもっている（と推測される）規則性にアプローチする。国家形態の継起の規則性は彼によればすべての文化民族に当てはまる発展という性格をもっており、そこに例外が見られるのは規則の妥当性を損なうものではなく、かえってそれを確認するものであるというかたちですべて説明できるといのである。典型的な（とロツシャーがいうところの）政治的發展段階を個々の民族の文化全体との関連の中に位置づけて経験的に説明するという試みはなされていない。それはまさに『民族』という類的存在がその生の過程でみずから経験するところの年齢段階なのである。（註一）——だがこの『経験』の成り行きがいったいどのようにして生じてくるのかについては、「その諸論文の中で」膨大な事実資料が証拠として提出されているにもかかわらず、説明しようとはされていない。——というのもすでにわれわれが見てきたように、ロツシャーの見解によればそれは説明しえぬ事柄だからである」（ebenda, S. 28-29, 訳六一—六二頁）。

『政治学』（にまとめられることになった諸論文）の中でロツシャーが提出している国家の發展段階は、まさに生命個体の成長から衰退の過程とおなじように——個別的な偏差や例外を貫いて進行するところの——いわば自然必然的な過程として提起されている。だがまさにそうした類型的過程そのものを成立せしめた歴史的——したがって個別

的・个性的な——因果連関を、他の文化領域との相対的な連関の中で検討する必要があるとウェーバーはいうのである。そうした立場から本文につけられた脚註¹では「シユモラー年報、第二年度（一八九七年）、七六七頁以下に掲載の『ロツシヤの政治的發展理論』についてのヒンツェの適切な見解を見よ」とヒンツェの論文の参照を求めている。その意味においてヒンツェのこの論文は、ウェーバーの最初の方法論文「ロツシヤとクニース」におけるロツシヤ批判の論理と基本的に同一の視点に立っていたのである。ロツシヤの『政治学』の方法に対するヒンツェの立場は次の文章にほぼつくされている。

「国家生活の個別的発展とならんで普遍的なそれが存在する、国民史的な発展と並んで世界史的な発展が。こうした側面から見ると、あらゆる国家形成が、およそすべての文化発展と同様に、世界史的な諸民族のなかでの巨大な相互関連過程の中におかれており、個々の民族は、その様々の出発点において、互いに対立し結びあいながら影響を及ぼしあうのであり、そこにおいて、絶えずより高い、より包括的な、複雑な政治生活の形態が形成されるのである。形成されたそれは再び失われることなく長く続くのである。この歴史的関連においては、個々の国家は多様ななかたちで、それと並んで成立した国家に条件付けられ、またそれに先行した国家に条件付けられるのである」(Hintze, *Roschers politische Entwicklungstheorie*, S. 786)。

ロツシヤの政治發展の理論は国家というものをもつばら国内の社会的階級的な基盤との関連において考察しているが、その際に、国家の内的生活もその大部分は諸国家の相互關係に依存することを十分に考慮していない、とヒンツェはいうのである。

(3) 古典古代とヨーロッパ——国家形成の歴史的前提

かくして国家の発展はそれがおかれた世界史的な条件の中で検討されなければならない。そうしたヒンツェの観点からみれば、ロシアのように古典古代ギリシア・ローマの都市国家と近代ヨーロッパの国家形成とを単純に類比することは許されない。古代の都市国家とより広範な領土の上に成立する近代の国民国家とは「まったく異なる別個の世界史的条件のもとに成立した」のである。

「古代の都市国家、われわれがフェニキア、ギリシアやローマに見いだすところの古代都市国家はあきらかに地中海の沿岸文化の産物である。われわれはギリシアにおいてまずそれをもつばら東部の沿岸地帯に、イタリアでは西部沿岸に、そして随所にフェニキアの都市を見いだすが、これらとともに古代以来交易が成立したのである。さらに内陸の地域やあまり交易の盛んでない沿岸においては部族国家というより古い組織形態が長い間維持されていた。それらの中から北部の、より内陸部の、フェニキアやギリシアの交易関係とあまり接触をもたないマケドニアにおいて、別の国家形態、すなわちより厳格に君主制的な国制をもった内陸国家が形成されたのである。それはついには軍事的な力の発展を通じて無力な都市国家の支配者にまで登りつめたが、同時にまた抗しがたい魅力を放つペルシアの世界帝国の支配者にもなったのである。かくして普遍的国家は再び解体することになった。アウトタルキーで硬化した都市国家に代わって国家の世界で支配的となったのは、アカイア人のような都市同盟を排除したより大きな地域的な形成物であった」(ebenda, S. 786-787)。

地中海世界の沿岸交易を基盤とする商品経済の衰退は、そこに栄えた文化の衰退をもたらし、次第に自給自足的な経済を基盤とする内陸へと文化的な重心を移していくことになる。都市国家から広域の領域国家へと政治支配形態の転換は、地中海沿岸からヨーロッパの内陸部への経済・文化の重心の地理的移行といういわば世界的な状況の変化を背景にしている。このようにヒンツェはいうのである。

対外交易にもとづく商品・貨幣経済に依拠しない内陸型経済にあつて、支配層が大規模な貨幣支出なしに武器やその担い手としての戦士を調達して組織する典型的な方式が封建制(レーエン制)であつた。ただしヒンツェによればそうした領域国家も当初は独自の地域行政管理の手段をもたず、旧来の都市区域による行政に依拠することになる。まさにローマ帝国はそうした自治体行政の組織を完成させたのであつた。ローマの自治体行政の組織形態が長い間かけて消滅したのちにはじめて、それにかわる封建的な組織が登場する。「その形成の準備はすでに没落しつつあるローマ帝国の経済的、行政的、軍事的変化の過程でなされていた」(ebenda, S. 788)。まさにそのような意味において、ローマ帝国の遺産と、ゲルマン諸民族の、おそらくは部族制度の時代からの古い政治制度の要素の結合によつて中世ヨーロッパ世界の前提が形成されることになり、これが近代の国民国家形成の前提となつたのである。

「こうした新たな国家形成は部分的にのみゲルマン民族の固有の制度に依拠していた。それは同時にローマ帝国の伝統と密接に関連していたのである。ローマが形成した世界を包括する組織は一時に没落しない。カール大帝が革新したところの西洋の政治的統一は、事実としてはまだ成立していなかつたけれども、理念としては中世全体を通して生き続け、われわれの世紀にもそびえ立っている。さらに重要なのはローマ教会の強力な組織である、これは世界支配するローマ国家の遺産相続人としてその権力の絶頂期には公式の西洋世界に対する形式上の最高支配をもたらし、

西洋の精神的・宗教的統一を体现することになったのである。このヒエラルヒーの崩壊によってはじめて新たな国民的国家形成ははじまるのである」(ebenda, S. 788)。

ヨーロッパ中世世界がローマ帝国から継承した遺産の中で、ヒンツェがとりわけ重視するのはローマ教会の強力な組織であった。ローマ教会はキリスト教の理念を古代から継承するとともに、ローマ帝国の世界支配の遺産としての普遍的帝国の理念を継承したのである。いわばローマ・カトリックの教会はローマ帝国の遺産相続人として西洋世界の精神的・宗教的統一とその理念を体现する存在であった。まさにそうしたローマ・カトリックの階層的組織の解体の中から近代の国民国家は形成されるというのである。だがローマ・カトリックの教会がもっていた意義はそれだけにとどまるものではない。

「さらに非常に重要なことは、西洋国家の内的国制発展に関して教会が自律的でしかも「国家に対して」優位性を求めるような地位を占めたことである。ローマ・ゲルマン諸民族においては、国王権力に対して貴族とそして一部では地方自治体の権力が独特の力強い形成をとげたこと、ここに身分制国家の原理は胚胎するのであるが、これらは精神的な最高権力と世俗的な最高権力との長く続く対立によって明らかに促進された。『中間的』諸権力はいまやこの両者の間に自らの権力地位を見いだすことになったからである」(ebenda, S. 789)。

西洋世界の精神的統一を体现する教会の存在は、世俗権力のあり方にも大きな影響をもたらすことになった。世俗権力と並立して、あるいはむしろ世俗権力の優位に立つような宗教的権力が存在することは、世俗権力の担い手とし

ての君主の權威に大きな影を落とすことになる。ゲルマン民族移動後の統一王国を形成するメロヴィング朝フランク王国のクロウヴィスがカトリックの洗礼を受け、分裂と内乱の後に統一を回復したピピンが教皇の支持を受けてメロヴィング朝を退けてカロリング朝をひらき、その子カールが教皇により「ローマ人の皇帝」として冠を受けるというその初発の時点から、ゲルマンの世俗的支配者はその正統性を支える存在としてローマ教会と密接な関係をもつてきたのであった。もとより世俗の君主・皇帝とローマ教会との間にたえず争いがあつたことは、両者の関係の意義を否定するものではない。むしろ両者の間に存在した緊張関係こそ、ヨーロッパ文化の独特の性格の形成の決定的な影響を与えたのであつた。

すなわち、教会が政治的にも世俗権力から自立した權威をもつて、むしろ世俗の君主の権力を制約する役割を果たすということは、他方では、君主に対して對抗する貴族その他の勢力の地位を相対的に強力なものとするようになる。まさにヨーロッパの諸民族においては教会の権力の存在の結果として、国王の権力に對抗する貴族や、中世都市に代表される市民の自治的な権力が独特のかたちで発展することになった。かくして中世ヨーロッパにおけるキリスト教会の存在は、君主に對抗する貴族や市民の自治団体とその代表からなる身分代表制の議會を生み出すことになる。もと、国王の正統性を担保することによって神の恩寵にもとづくキリスト教的君主という独特の君主制の基礎となつたのである。

「中世において数百年にわたる教育課程をつうじて大衆のなかに流入していた教会とその首長に対する無条件の服従と宗教的畏敬の感情は、いまや新たな教会高権の保有者となつた世俗の支配者への臣民關係に多かれ少なかれ移されることになった。この政治的・心理学的経緯のうちに、神の恩寵による新たな君主制の基礎づけのための重要な契

機があつた」(ebenda, S. 799)。

まさにこうした発展こそ、ローマ帝国の遺産としてのカトリック教会の影響のもとにおかれた西欧だけがもつことになった独特の所産なのであった。ヨーロッパの独特の君主制と身分制国家の発展が、ローマ教会の存在に大きく依拠していることは他の文化圏のそれと比較すれば明らかになる、とヒンツェは次のように論じている。

「身分制的、君主制的原理のこうした固有の発展が、西洋教会の大きな団体から形成されたところの国家の普遍的国制形態を他のすべての世界のそれと区別するのである。ローマ・ゲルマン諸民族の国制生活と他の文化圏のそれ、たとえば東方教会やイスラムのそれとを比較するならば、その違いが明白に見て取れる。ロシアにおいてもトルコにおいても、両者は独特の封建的国制をもっているけれども、政治的な権利を持つ貴族制、身分制的な国制の要素を形成することはできなかつたのである。というのもここでは世俗的権力と精神的権力が、一方は一貫して、他方は非常に早い時期から、本質的な点において互いに結びつけられていたからである。大きな東アジアの諸帝国においても事態は同様に見える。それゆえ東洋の国家の神聖政治的・専制的特徴が見られるのである。／ローマ・ゲルマン諸民族において身分制的国家から、部分的には絶対君主制をへて近代の代議制的憲法がいかにして形成されたかはここではこれ以上述べることはできない。問題なのはただ次のことを明らかにすることである。すなわち、われわれの近代的国家形成の独特の性格は、孤立した民族の歴史的発展の産物として説明し把握することはできないのであり、普遍的・世界史的な連関の決定的な影響の所産としてのみ把握できるのだ、ということである」(ebenda, S. 790-791)。

ローマ・カトリック教会と同様の宗教的権力としてたとえば東方教会やイスラム教のそれが存在したロシアやトルコはどうかであったか。たしかにそれらの諸国においても、それぞれ独特のかたちではあれ封建的な制度が存在していた。つまりヨーロッパと同様の身分制的な国制のための前提条件を有していたにもかかわらず、そこでは政治的な権利を持つ貴族制、身分制的な国制の要素は形成されなかった。その理由はまさに宗教的権力としての教会のあり方の相違にある。ロシアやトルコにおいては世俗的権力と精神的・宗教的権力が互いに結びついており、ヨーロッパに見られたような両者の間の独特の並行・緊張関係は存在しなかった。このことがロシアやトルコをヨーロッパとは異なる発展に導くことになったとヒンツェはいうのである。

東洋の国家が多かれ少なかれ神聖政治的・専制的特徴をもっているのも世俗的権力と宗教的権力と癒着・未分離にひとつの原因がある。まさにその意味において君主と身分制代表との対抗の上に立つヨーロッパの身分制国家は、ローマ・カトリック教会というかたちでローマの遺産を受けついでヨーロッパに独特の産物なのである。そしてこの身分制議會を基礎に近代の議會制的な国家は成立したのである。したがってまさにわれわれの近代的国家形成の独特の性格は、孤立した民族の歴史的發展の産物として説明し把握することはできないのであり、世界史的な連関の決定的な影響の所産としてのみ把握できる、これがヒンツェの主張であった。

ヨーロッパ近代国家の歴史の起源とその特質をめぐるヒンツェのこのような議論がウエーバーのそれと大きく重なり合うものであることは明らかであろう。現にウエーバーは『経済と社会』「支配の社会学」において、ヨーロッパの身分制的・封建的特質とそれを可能にした原因を、ローマ・カトリックの教権制に求めている。^②ヒンツェとウエーバーの間ほどの程度個人的な交流があり、問題意識がどの程度明確に共有されていたのかについてはなお不明な点が残されているのであるが、ともあれその限りにおいてはヒンツェのこの「ロツシャーの政治的發展理論」は、近代

国家をはじめとする西洋合理主義文化の歴史的起源を問うた後のウェーバーの一連の社会学的業績と問題意識において重なり合うばかりか、時期的にもそれに先行するものであった。少なくとも外面的にはヒンツェがここで提起した問題を社会学的な範疇の再構成を踏まえて解決しようとしたのがウェーバーの『経済と社会』であった、ということもできるのである。

ただし残念ながらウェーバーはそうした作業を完成させることはできなかった。古代ユダヤからはじまりインドや中国との比較を踏まえた宗教社会学の作業は、キリスト教とりわけ中世カトリック教会とその特質を本格的に検討する——その上であらためて近代社会の特質如何という「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」の末尾の課題へと向かう——ところまで到達できずに終わったという意味においては未完のままにとどまっているし、また先に述べたように近代ヨーロッパ国家と社会の歴史的起源を分析するための概念構成を課題としていた『経済と社会』が「大戦前草稿」(ヴァインケルマン版のいわゆる「第二部」)ならびに戦後の「新稿」(「第一部」)いずれもそれぞれの理由で未完のままに残されているのである。いわばウェーバーの残した課題の一部を引き継いで——ウェーバーの社会学的業績の批判的に摂取した上で——書かれたのが、西洋議会制の特質をめぐるヒンツェの一連の論文であった。

2 ヒンツェの比較国制史——ウェーバー構想の継承

(1) 西洋議会制の世界史的位置

一九三一年のヒンツェの論文「代議制の世界史的諸条件」は、西洋国家の歴史的特質いかんという「ロッシヤの

政治的發展理論」の課題を、さらに世界史的展望のうちに位置づけて論じたものである。その問題意識は論文冒頭に
つぎのように明らかにされている。

「今日の全文明世界の政治生活にその固有の特徴を与えているところの代表制 (Repräsentativverfassung) は、その
歴史的生成過程をたどっていくと中世の身分制議會 (ständische Verfassung) にまでさかのぼり、この身分制議會は、
どこでもつばらそうだというわけではないが、最も重要な諸国においてはその基盤の少なからぬ部分を封建制の政
治的社会的諸関係の内に有しているのである。たしかに中世の身分制議會と近代の代表制議會とは多くの点において
鋭い対照を示してはいるのであるが、それにもかかわらず両者はひとつなりの歴史的発展系列を成しているのであ
り、近年これに対して示された疑念も——注目すべきことにこの疑念は、とりわけドイツの領邦身分制議會の観点か
ら出されているのであるが——たとえばイギリスにおける国制の発展を視野に入れるならば消滅することに相違ない。と
いうのもイギリスにおいてはどこで身分制議會から代表制議會へと移行するのかの境界を定めることが困難なのであ
る。フランス革命においては身分制議會と近代代表制議會との連続性とそして同時に原理的な対立とが手に取るよう
に明瞭に示されている。ここでは第三身分が復活した古い身分制議會の形式を打破して、みずから近代的人民代
表、『国民議會』として構成したのである。／＼こんにちでは代表制議會は共和制的国家形態とも結びつけられている。
しかしながらそれが成立したのは君主制、すなわち国家の一体性を代表する君主に対して、たえず新たに統一的な全
体へと結集されねばならない様々の利益を代表するところの諸身分が対峙する、そのような体制においてであった。
君主と諸身分とのこうした二元性こそが代表制議會の基礎となったのである」(Otto Hintze, *Welgeschichtliche
Bedingungen der Repräsentativverfassung, Staat und Verfassung; Gesammelte Abhandlungen*, Bd. 1, 3. Aufl., Göttingen 1970, S.

145 成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社、一九七五年、五九一六〇頁。

西洋国家の特質としての議会制は中世身分制議会のうちにその起源を求めることができるのであり、その意味においてまさにヨーロッパ中世という歴史的条件のなかではじめて形成された独特の制度であるというのである。この論文の中でヒンツェは中世の身分・議会制を形成した歴史的諸条件を検討していくのであるが、その際には明らかにウエーバーからの継承がみられる。その点に留意しながら内容を整理してみることにしよう。

古典古代の国家形成と西洋との対比について、ヒンツェは次のように述べている。

「マックス・ウエーバーは西洋の都市、とくにまた古典古代の地中海世界に属するポリスの本質が、その市民的な構成員の兄弟盟約という行為に基づいていたこと、しかもそれは原初的な氏族制が、インドや赤道地域の典礼的・タブー的な拘束ないし抑制の結果としての、著しい排他性を示していないところにおいてのみ可能であったことを、強く指摘した。「しかしそのような排他性がなく」さまざまの氏族団体が宗教的に連合する可能性の存したところでは、まさにこの連合が防衛Ⅱ定住共同体と結びつくことにより、堅固な国家形成の基礎となったのである。古典古代の都市国家は、その根源的の中核においては、共通の聖所と政治的な共同生活の基礎となる諸制度をそなえた、一部族もしくは一群の部族の諸氏族団体が同盟したものであり、その民族的な基本性格をいつまでも根強く堅持した。この国家の身分編成もまたこれに立脚しており、それはローマ的Ⅱゲルマン的諸民族の身分Ⅱ議会制の根底にある身分編成とはまったく異なったものである。完全な政治的権利を独占する市民層すなわち貴族は、もともと古い諸氏族団体に属するものであった。身分間の闘争は、ここでは、氏族に構成されていないかもしくは部外から引き入れら

れた平民にも、その権利をおし拡げる目的で行なわれた。このようにして成立し、初期には存在した君主制的な頂部を突き落としてしまった、この統一的にまとまった共同体においては、特権的諸身分による市民の代表に好都合であったろう二元主義が欠けている。奴隸制は、法的・政治的に同質の市民団体の形成をめざすそうした傾向をさらに強め、この市民団体には、利害の相違や党派の形成こそ生じたものの、中世的意味における特権的諸身分は生まれなかつた」(Otto Hintze, *Staat und Verfassung, Gesammelte Abhandlungen*, Bd. 1, 3. Aufl., Göttingen 1970, S. 169-170, 訳一〇四—一〇五頁)。

古典古代の都市国家は、中世ヨーロッパの都市とともに市民の誓約共同体として成立した。そうした市民の共同体は氏族制的な拘束や排他性の存在しないところではじめて可能であったが、それにもかかわらず古典古代の都市はなお氏族的な編成に大幅に依拠していたのであった。古代においてはヨーロッパの身分制編成と、したがってそれに基づく代表制は生まれてこなかったというのである。「ヨーロッパ大陸に特徴的なドイツ・フランス型の身分・議會制を生み出した封建的西欧においては、氏族制は概してもはや何らの役割をも演じていない。氏族制は、ここではほとんど跡形もなく消え失せてしまっていた」(ebenda, S. 171, 訳一〇七頁)。その主たる原因はゲルマンの諸部族の長期にわたる戦争と移動に求められる。しかしながら、西欧で氏族制の名残を駆逐したものは、何よりもまずキリスト教会であった。

「教会は氏族制に対抗する重大な理由をもっていた。第一に、氏族制には祖先崇拜というかたちで異教の残滓が根をおろしていた。第二に、氏族制は血讐を固持し、もしくはこれに替わって現れた贖罪金制度を、教会法の精神に反

するまったく非合理的な仕方で運用した。第三に、氏族制は、教会自身が支配下におこうと努めていた家族法を排他的に統御しており、なかなんぞ遺贈の自由を許さず、財産総有制を保持していたが、教会はこの遺贈の自由にも、所領の寄進のため、最大の利害関係を持つていたのである」(ebenda, S. 172, 訳一〇七頁)。

このようなかたちでキリスト教会は氏族制原理からの転換を推し進めただけではない、氏族をはじめとする血縁的・伝統的な社会編成に伴う呪術的・儀礼的な障壁をそれは取り払ったのであった。

「重要なことは、西洋の教会が、タブー的・典礼的なさまざまな抑制や拘束をそなえた東洋の諸宗教とはまったく異なる方向で、諸種族 (Rasse) の融合を推し進めたということである。キリスト教会とくにローマ教会は、社会法を合理的に形成していくため、時とともにますます呪術を社会的関係規制から排除していった。マックス・ウェーバーはすでに、キリスト教的な食卓共同体の原理がいかに広汎な社会史的影響を及ぼしたかについて指摘している。この原理は、使徒パウロがアンティオキアで無割礼の人々と共に食事することを恐れず、それによつておよそユダヤ人と異邦人との間の儀礼的な分離を廃棄して、ユダヤ人のキリスト教と異邦人のキリスト教徒との完全な生活共同体を実現するというかたちで遂行されたのであった。ひとつなるキリスト教会の存立はここに立脚していたのであり、そのことはさらに、古典古代の自治都市的伝統をもたなかった地域では、東洋においてはまったく見られないような都市共同体の形成にとつて決定的な意味をもつていたのである」(ebenda, S. 172-173, 訳一〇八頁)。

ウェーバーが指摘していたようにキリスト教の食卓共同の原理はあらゆる呪術的拘束を基本的に排除することによ

つて兄弟盟約にもとづく市民の結合としての都市共同体の形成に決定的な役割を果たしたのであった。もとよりすべての中世都市において、その起点に市民の誓約同盟という起源が実証できるわけではないけれども、いったん成立した都市共同体の類型はその精神や本質とともに新たに建設された都市へと移植された。かくして自由な市民身分の共同体という意味における都市の存在は、特権的な市民身分の拠点として身分・議会制の重要な構成要素となったのである（ebenda, S. 175-176, 訳一三三頁）。さらに、キリスト教世界における奴隷制の廃止の意義についてヒンツェはこうべている。

「その際問題なのは、古典古代の奴隷と中世の隷農のいずれがより抑圧された社会的地位におかれていたかではない。何よりも問題なのは、これらの人々が法律上およそ人として評価されたかどうかである。なぜなら、身分・議会制の基礎をなす代表ということが可能となるかどうかは、ひとえにこの点にかかっているからである。代表されることができるのは人のみであつて物ではない。中世の莊園領主はその隷農の自然な代表者と見なされたが、ローマの奴隷主はその奴隷の代表者とは見なされなかった。そして古代が、その最盛期においても、およそ人民代表という類型を生み出さなかつたことについては、奴隷制がそれにあづかつて大いに力があつたに違いない。けだし、人口の大きな部分が権利能力をもたぬ人々からなっていたからこそ、古典古代の都市国家では、権利能力ある市民の総体を包括する直接民主制のシステムが——人民代表の必要が感じられもせず、また承認を強いることもなしに——形成され維持されえたのである」（ebenda, S. 173, 訳一〇九頁）。

奴隷制の廃止はたんに被抑圧者の解放や下層民衆の社会的地位の上昇をもたらしたというだけでなく、「代表」と

いう觀念の形成のための前提条件をつくりだしたというのである。そのような意味において、信徒の共同体としてのキリスト教会は、西洋の身分組織が成立するための前提条件の創出に大きく関与したのであった。キリスト教会の聖職身分は、すべての特権身分の模範となることによって、身分的諸特権とそれにもとづく身分制・議會制が成立するための条件をつくり出したのである。

(2) 封建制の本質

ヒンツェによれば、西洋に固有の身分制・議會制の成立に大きな影響を与えることになった第二の要素は、封建制である。封建制については一九二九年の論文「封建制の本質と拡大」において次のような規定が与えられている。

「完全な意味での封建制は、通常は部族から国家への正常で直線的な発展が、性急な帝国主義に導く世界的状況によつて偏向させられたところにはじめて生まれる」(Hintze, *Wesen und Verbreitung des Feudalismus, Staats und Verfassung*, S. 101, 阿部謹也訳『封建制の本質と拡大』未來社、一九六六年、三五頁)。

比較的まとまりのゆるい部族制・氏族制から、より強固な国家・社会秩序への移行という一般的発展が、その民族のおかれた世界的条件によつていかなる規定を受けるのか、という視角からヒンツェの規定はなされている。部族的・民族的編成から国家への発展の「正常で直線的な」経路が、古典古代ギリシア・ローマの事例であった。すなわちそこでは集住によつて直接に部族から都市国家が形成される。その結果として部族的秩序的は除去されるので

はなく、市民団の編成と融合していくことになる。かくしてそこでは封建的な制度は萌芽的な状態にとどまり国家・社会的秩序の基礎として発展するにはいたらなかった、というのである。

これに対してヨーロッパのラテン・ゲルマン民族の場合にはそのような経路をたどることはできなかった。その理由はこうである。

「そこには二つの大きな困難が存在していた。第一の困難は客観的なものであって、あまりに広大な領域を未発達な文明の手段で、つまり実物経済が支配的で、道路・交通手段が不十分で、常備軍・官僚制・貨幣貢納体系のような合理的・アンシュタルト的組織もなしにそのような広大な領域を政治的に組織しようとするところから生ずる困難である。さらにそれに加えて第二の主観的な困難があった。すなわちにローマの文化と文明の普遍的課題——ローマ・カトリックの宗教を受容することのみずから抱えこんだ課題ではあるのだが——に精神的に適応しなければならぬという困難である。かかるローマとゲルマンの文化混合のもたらした一つの成果がまさに封建制であった。それは客観的なアンシュタルトの欠如を人的な支配手段の適用で補おうとすることから生まれてきたのである」(ebenda. S. 100. 訳三四—三五頁)。

地中海沿岸の交易とその文化に依拠した都市国家という戦士団(ウェーバー社会学でいうところの強制装置)の組織に対して——ヒンツェはこれを氏族・部族編成から「国家」への直線的発展というのであるが——、実物経済が支配的で、合理的な支配の組織を形成するための文化的・文明的前提を欠くところで、いわば「早熟的」に帝国という広域の政治支配を形成することを余儀なくされたゲルマン諸民族がつくりだした組織が封建制だというのである。こ

ここでは「ロッシヤの政治的發展理論」で提起され、そしてウエーバーの「支配の社会学」でも論じられていた中世ヨーロッパとその特質としての封建制の規定があらためて再定式化されているということができらるだろう。その際にはここでも、ローマ・カトリック教会をつうじたローマからの文化的継承がゲルマンの民族文化的前提とならんで決定的な意味をもったとされていることは重要である。かくしてローマ・カトリック教会の存在と封建制という政治的組織のあり方、そしてさらにそれらに加えて西欧における国家形成の独特なあり方、「主権国家」を単位とする「ヨーロッパ的な諸国家体系」、これらが歴史的條件として相互に連関し合いながら、西洋に独特の身分・議會制を形成することになったとヒンツェはいうのである。

ただし、これらの條件は西洋における身分・議會制のすべてに等しく当てはまるというわけではない。西洋諸国のおかれた歴史的・地理的條件によってそれらのあり方は異なってくることになる。たとえばレーエン制というかたちでの典型的な封建制が存在しないところでも——たとえば北欧スカンディナヴィア、ポーランド、ハンガリー——キリスト教会の特権としてのインムニテートが世俗の権力者へと拡大することによって、特権的諸身分と身分Ⅱ議會制とが成立するための諸条件をつくりだしたとヒンツェは指摘している（*Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung*, S. 174, 成瀬訳一〇頁）。つまり身分・議會制は、封建制を必ず継承するものというわけではなく、本来の封建制の中から生じたのではない身分・議會制が見いだされるといっているのである（*ebenda*, S. 177-178, 成瀬訳一一六頁）。

かくして西洋固有の身分・議會制の内にも二つの類型が区別されることになる。これが前年一九三〇年の論文「西欧の身分Ⅱ議會制の類型学」の主題であった。

(3) 身分Ⅱ議會制の二類型

西洋の身分Ⅱ議會制の二つの類型のうち第一の類型はイギリスに典型的にみられるような二院制 (Zweikammersystem) である。これは人民代表が二つの議院、特権的諸階級の上層、高級聖職者と高級貴族からなる貴族院と、その他の特権的諸身分を代表する下院から構成される。

これに対して第二の類型は、フランスに典型的にみられる三部会制 (Dreikammersystem) である。歴史的にみればこちらがより後の發展に属している。というのもフランスももとはイギリスと同様な端緒から發展したからである。ヒンツェは述べている。

「パリの高等法院 (バルルマン) は、高級聖職者とバロンからなるイギリスの議會がそこから生まれたのとまったく類似の宮廷會議であつた。構成分子もまったく同様で、高位の聖職者と高位の貴族である。後者の中から一種のエリート、つまりドイツの選帝侯にあたるような、フランスの大貴族 (Pairs) が分離する。やはりかれらが高等法院の筆頭メンバーであつた。パリの高等法院 (もつとも最初は常にパリで開かれたわけではなく、そうなるのは一三一九年以降になつてからであるが) は、イギリスの議會と同様に、參議集會であると同時に法廷でもあつた。それどころかバルルマンという名称そのものがフランスからイギリスへ伝わつたのである。だが一四世紀に変化が訪れる。パリの高等法院は單なる法廷に、つまり參審員を備えた国王の常設の宮廷裁判所に転化し、參審員の間では聖俗の職業法學家がしだいに優位を占めて、ついには貴族身分の脇役や高位聖職者を完全に排除してしまつたのである。これは司法の合理化と君主制的な行政組織一般の強化、つまり國家經營の官僚制化がはじまつたことの結果であつた。しかし

この過程の背景をなす国家形成も重要である。それはつまり、領邦的な諸権力が王権によって次第に吸収されて、フランスという統一国家への道が切り開かれていったことである」(Typologie der ständischen Verfassungen des Abendlandes, Staats und Verfassung, S. 130, 『身分制議会の起源と発展』一九一〇頁)。

三部会制の形成に導いた要因としてヒンツェがあげるのは、第一に、レーエン制の解体的作用、第二に行政幹部の合理的形成であった。「これによって旧い支配 \parallel 臣民団体がすっかり破壊された結果、それをつくりあげていた諸要素からもろの新しい政治的支配団体を形成することが必要となったのであるが、その際、君主の家門権力が主導権を握ったにせよ、有力な社会層の強力が不可欠であった」(ebenda, S. 135, 訳二七—二八頁)。かくして封建諸侯のもとで身分制的な領邦議会が形成されることになったが、そこには高級聖職者の身分も高級官僚の身分もはや十分なかたちでは存在していなかったために、一院制ではなく三部会制にしたがって編成されることになったのである。さらに第二の要因としての合理的な行政つまりは官僚制の形成が、それを促進することになった。かくして三部会制型の身分制議会の構成は、イギリスのような粗放的な名望家行政よりは一歩進んだ合理的な国家経営をとまなう諸国で定着することになる。

身分制議会の二院制と三部会制というヒンツェの二類型は、議会制統治にもとづくイギリス型の議会制的君主制と強力な大陸型の君主制という対比とほぼ重なり合うものであるが、とりわけここで注目されるのは、後者の類型の諸国がおもに旧カロリンガ帝国の領域と重なり合っているとヒンツェが指摘していることである。すなわちレーエン制が本格的に形成されて、したがってその解体的作用がみられるのはもっぱら旧カロリンガ帝国の領域内であり、さらに第二の要因としてあげられる官僚制的な行政の形成もまた、主としてローマ法の影響によるところが大きい、つま

りとりわけローマの文化的影響の強い旧カロリング帝国の領域と他のヨーロッパ地域で、身分制議会の二類型、二院制と三部会制との分岐がみられるというのである。

もとよりレーエン制の解体的作用といつてもそれがもたらす結果は必ずしも一方向ではない。レーエン制の影響力は、当初はどこにおいても封建諸侯による三部会編成の領邦身分制議会の形成へと導いくことになるが、フランスにおいてはさらには王権による全国三部会の形成と集権的な行政によって地方分立的な作用は克服される。これに対してドイツは異なる経路をたどることになった。

「ドイツの諸領邦でも、諸身分は、フランスにおけると同様、領邦的な国家形成自体に伴って発生し成長した。諸身分はここでも、ある意味ではランデスヘルムの創造物とみなすことができる。ただし諸身分としての独立性の程度に関しては、領邦の違いと時代に違いに応じて差異がある。ヘルシャフト的な原理とゲノッセンシャフト的な原理という二つの極は、時代により領邦により相異なる程度で、また相異なる比率で実現された。しかし全体として、アイヌングの原理は副次的な意義しかもたなかったものであり、ドイツの領邦諸身分は、おおむね、自由意思的なアイヌングとしてよりも、強制ゲノッセンシャフトとして現れるのである。ここでもレーエン制——それは実に諸侯のラント行政からまもなく完全に排除されてしまった——はもはや解体的な影響を及ぼすことができず、したがってランデスヘルム権力の強化に役立った。ランデスヘルムによる諸高権の譲渡は、しばしば諸身分に地方的な官憲としての強力な地位を与えたが、それはそれでまた別個の事柄であり、本来レーエン関係にもとづくものではない。レーエン制はしたがって、ドイツの国制史においては、二様の、しかも正反対の方向に作用したといえる。一方でそれは帝国の臣民団体を分解し、もろもろの領邦君主国家の成立を可能にした。けれども次にこれら諸国家自体の内部では、強力にして聡

明な君主の手中で、それは貴族を馴致し国家勤務になじませるための仕組みとして役立ったのである。もとより、十三世紀以降の若い領邦封臣団は、騎士の制度を通じて新たな封臣身分へと転化した諸侯の家士身分（ミニステリアリテート）という修業の場を経ていた。これら新たな封臣たちは、のちに官僚また将校として、ドイツの諸領邦とりわけプロイセンにとって大きな重要性をおびることになる」（ebenda, S. 133-134, 二四—二五頁）。

ドイツとフランスの相違の意味については後に問題にすることになるが、ともあれレーエン制とローマ法の影響の有無が、議会制的な統治の基礎となるイギリス型二院制に対して、君主権を強化して絶対主義的な統治へといたる三部会制とを分かちつ決定的な条件であったとヒンツェはいうのである。

(4) イギリス型議会制と地方自治

ところでこれはいいかえれば、レーエン制の影響によつて旧来の自治団体が排除されたかどうか、イギリス型の二院制と大陸型三部会制との相違を分ける決定的な条件であったということでもある。イギリス下院の独特の構成についてヒンツェは次のように述べていた。

「[ここ]ではカウンティー (Grafschaft) と都市の代表がともに一つの集会に列した。このような構成は、結局のところイギリスでは下級貴族たるカウンティーの騎士がすでに戦士的・封建的性格を脱却し、騎士ならざる自由農民や都市市民など富裕な分子と大幅に混ざり合ったことに基づいている。このジェントリーがご承知のように、カウンティ

一の自治において、都市の市民身分と協力したのである。相当数の都市は別個の社團を構成し、議會で別個に代表される特権を与えられていたにせよ、実に都市もまたカウンティーという地方自治団体に属していたのである。このような両身分の混合は他のどの国にも見られない、イギリスの特質を示すものである」(ebenda, S. 128, 訳一六頁)。

二院制の類型に属するハンガリーやポーランドの下院の場合、基本的に貴族によつて構成されていたが、「ラントもしくは人民の代表が大きな地方自治団体の代表というかたちをとるということは、これらの国とイギリスに共通する一つの要因であった」(ebenda, S. 128, 訳一七頁)。これに対してドイツやスペインでは大きな地方自治団体の形成が妨げられていたのと対照的である。イギリスに代表される二院制は、まさに自治体行政の発展と相關していたのである。この点についてヒンツェは一九二四年の論文「国家形成と自治体(コミユナル)行政」で次のように述べている。

「大きなコミユナル団体における自治がみられるのはおよそ次のような諸国、すなわち地方行政の基礎となるような本源的な地方団体(Landschaftliche Verbände)がレーエン制の影響で除去され解体されないところにおいてのみ見られる。レーエン制によるそのような古い地方団体の除去と解体はかつてのカロリング帝国の全領域、つまりフランス、(植民地をのぞく)古ドイツ(エルベ川まで)、上、中イタリア、アラゴンでみられた。これらの関連領域全体は、同時にキリスト教的西洋の古い歴史的中核を形成しているのであるが、ここでは古いガウ制度やグラーフシャフト制度が完全に解体され、ただあちこちにフンデルトシャフトやGobeizikのような裁判管区(Gerichtbezirk)のいくつかが破壊されずに残存しているのを見るにすぎない。そして古い組織の代わりに地方的な領邦のいわゆる非有機的な新建

造物が、主としてヘルシャフト的な（君主による）組織の要素によって創り出され、そこでは大きな地方自治団体の形成を促進するようなあらゆる地方的な連関が欠如しているのである。ここでは地方行政もむしろ純粋にヘルシャフト的に形成されている」（*Statenbildung und Kommunalverwaltung, in: Staat und Verfassung, S. 223*）。

レーエン制によって地方団体が解体されたフランクス・ドイツの類型ではヘルシャフト的な要因が優位に立っているのに対して、地方団体が存続したところではゲノッセンシャフト的な要素がつよく存続することになった。まさにイギリスにおいては、地方行政の分野でのヘルシャフト原理とゲノッセンシャフト原理との実り多い総合がもたらされ、これらの地方行政機構の集中化から議会制度は発展してきたというのである（*ebenda, S. 184-185*、「身分制議会の起源と発展」一二七頁）。ヘルシャフト的原理に対して地方自治のゲノッセンシャフト的な要素を強調するというヒントエのこの図式がギールケいわゆるのゲノッセンシャフト理論に基づく、ウェーバーに対する批判的修正を意図していたことは明らかである⁴。

もとよりヒントエによれば、地方自治団体の形成、発展のための条件はレーエン制という消極的要因の有無にだけ依拠しているわけではない。自治団体における自治がより高度に発展するための条件のついてヒントエは次のように述べている。

「私は自分の研究の結果として次のような命題を提示する。すなわち一般的にいつて、下層の、騎士的貴族の幅広い階層が土地所有アリストクラシーとして農村地方の決定的な社会的要素となるようなところではじめて大きな地方自治団体における自治は発展したという命題である。／この命題の説明のためになお二三の一般的註釈をつけておく

のも無駄ではなからう。特殊都市的な精神と農村的な精神との対立についてはすでに述べておいたから、この点に立ち戻る必要はなからう。だが騎士的な要素と大貴族層との相違、他方では騎士的要素と農民身分との相違についてはなお説明しなければならぬ。大貴族的な土地所有階層 (Lord Grande Magnaten) といったかたちのそれは地方の自治区域の形成にとつて有用な材料ではない。彼らは自ら他と交渉を断つてその特別な支配的地位に引き籠もる傾向、排他的で自足する傾向がある。彼らは自分と同等の者たちと結合するのではなくそれぞれ独自に、いわば国家内の国家を形成する方向にいつでも向かうのである。彼らが農村において支配的な地位を占めている場合には、彼らの努力は農村を支配して自分の独自の利益圏域 (Interessenkreise) にしようとするのであり、農村を一つのゲノッセンシャフト的な精神で満ちた自治体に組織しようとはしないのである。……／＼しかしながら他方では、農民身分も農村の自治の担い手としては不適である。彼らの頑強で保守的な感覚、仲間とのゲノッセンシャフト的な団結への傾向はたしかに自治のための良好な培養土となつてはいるけれども、しかしながらそれは狭い範囲のものに限られているのである」 (Staatbildung und Kommunalverwaltung, Staats und Verfassung, S. 229-230)。

騎士的階層とは異なる大貴族層や農民層は農村の自治の担い手たりえないとヒンツェはいうのである。まさにイギリスにおいては、カウンティの騎士層を基盤に自治活動の慣習をつうじて独特の形態のジェントリー層が形成される。彼らカウンティ騎士層は国王と同盟して大貴族層に対抗したのであり、「かかる同盟に自治だけでなく、イギリスの議會制的国制のかなりの部分は依拠していたのである」 (ebenda, S. 232)。このようにして一二世紀から一四世紀の終わりにイギリスにおいて成立したカウンティ (グラーフシャフト) の自治、その担い手としてのカウンティ騎士層の社会経済的状况は後の東部ドイツの騎士領所有者に類似していたとヒンツェはいう。

「カウンティにおける自治が成立する時代、すなわち一二世紀から一四世紀の終わりまでの時代まで、イギリスにおいてはなお荘園制度 (Manorial system) が支配していた。賦役領地が農村を掩いつくし、カウンティの騎士はその社会・経済的狀態において後の東エルベの騎士領所有者のそれと非常によく似ていた。賦役に基づく荘園 (フロンホーフ) 経済は、古いヨーロッパにおいては没落してしまっただ後にもエルベ川東部には存続したのだが、イギリスにおいては一三、一四世紀がおそらくその最盛期であった。これらの騎士的農場領主は事実その当時の農村においては、最も目に見えるかたちで利用しうる経済的・社会的勢力を結集した分子であった」(ebenda, S. 232)。

その限りでプロイセン東部にはイギリスと同様の状況が存在した。だがイギリスの場合にはそこから変化が訪れることになる。

「一五世紀に巨大な農業変革が訪れ、フロンホーフシステムは廃止され、騎士的ないし騎士生まれの領主と並行して、世襲地代農民、世襲小作農民、コピーホルダーやリースホルダーの幅広い階層が、それまでの自由保有農民とは別に成立したのである。かくしてイギリスの身分形成の独特の原理は貫徹されて、騎士的小貴族は、農村の対外的安全と対内的治安のために求められていた戦士の封建的な身分精神をますます喪失したが、大陸のようにカースト的な閉鎖性の内に閉じこめるのではなく、都市や農村の潜在力ある分子と混ざり合って階層を形成し、彼らはまさに自治において共同して活動することで新しい社会的接合剤となった。というのも都市と農村もまたその利害対立が国家と自治によって早期のうちに架橋されることによって大陸のように疎遠なまま対立することにはならなかったからである。かくして形成されるジェントリーは一六世紀には社会の前面に躍り出て、これまた農民的生活様式をもつ農村階

級を結集するところのヨーマンリーと対峙することになったのである。ヨーマンリーは周知のように宗教改革とそれに伴う学校の世俗化と救貧行政 (Armenpflege) の刺激の下で一六世紀に形成される教区行政 (Kirchspielverwaltung) の担い手となつて、当初はカウンティの治安判事行政と対峙することになった。一六、一七世紀には彼らは治安判事行政に対する一定の対抗錘となり、これは王権が治安判事に勝る權威を形成し、コモン・ローとならぶ命令権限 (Verordnungsrecht) を要求することを可能にした。「しかしながら」そうした発展は一七世紀の革命によって断たれる。一八世紀にはジェントリーは勝利を収めて教区における農民自治をもその統制下におくことになる。グルントヘルは最終的 (およそ一七六〇年以來) に農民の土地を買収して短期契約の借地人に代えてしまい、農民はもはや公的生活にみるべき影響力をもたなくなつた。この土地所有者の同一の階層が下院と地方行政とを支配した。一九世紀の緩やかな民主化のなかで、彼らとともに下院と地方行政の両者ともに変化していったのである」 (ebenda, S. 232-233)。

プロイセンとくにその東部の部分はずでに紹介したヒンツェの議論によれば、イギリスやポーランドなどの二院制の類型、つまりレーエン制によつて地方自治団体が解体されることのなかつた類型に入ることになる。それではおなじく地方自治の担い手たりうる騎士的貴族階層が存在していたにもかかわらず、プロイセンとイギリスとが異なる経路をたどることになったのはなぜか。それはまさにイギリスの場合には地方自治の担い手となる騎士的領主階層が大陸のようにカースト的閉鎖性をもたずに、都市と農村の活力ある分子と混合していくことになったからだとヒンツェはいうのである。かくして一六世紀に成立するジェントリー階層は、農民的生活様式の農村分子としてのヨーマンリーに対峙しつつイギリスにおける地方自治とそして議会の担い手となつたのであつた。

ところで、イギリス特有の地方自治とその担い手については、やや目立たないかたちではあるが、ウェーバーもまた「支配の社会学」のなかで、プロイセンの事情と類比しながら、次のような指摘をしている。⁵⁾

「中世末期のイギリスの地方行政や、ましてや一八世紀の東エルベ地方のプロイセンの地方行政は、純粹に財政的に見ても貴族を利用することなしに君主はこれを賄うことはできなかったであろう。プロイセンにおいて貴族が將校身分を事実上独占し国家官僚の出世コースにおいて大変優遇されていること（とりわけ他の身分の者には要求される資格要件が無視されたり、そうでないとしても事実上免除されたり）や、あらゆる地方農村行政団体において騎士農場所有が圧倒的な影響力を今日なおもっているということは、おそらくこうした状況の所産であった」(MWG1/22-4, S. 350-351, *Herrschaftssoziologie*, WG, S. 616, 訳二六三—二六四頁)。

地方行政を担うだけの軍事的・官僚制的装置をもたない家産君主は、地方の大貴族の勢力と対抗するためにも、地方名望家層を利用して彼らに地方行政を委ねざるをえなかった。そうした状況の中からイギリス、名望家行政の典型としてのイギリス治安判事行政が形成されたとウェーバーはいうのである (ebenda, S. 616-617, 訳二六四頁)。すなわち、国王は、一定の土地所有・地代収入 騎士的生活をおくる土地所有者、いわゆるジェントリー層のなかから選抜して警察的・刑事裁判官の権限を付与したのである (ebenda, S. 617, 二六五頁)。こうして任命された治安判事も、当初は役得や日当に頼っていたが、少額であったこともあり、役得を退けるということが彼らの身分的な習律になっていく。こうした「名誉職」としての治安判事職につくことのできたのは「経済的に余裕のある」階層、農村ジェントリーおよび都市の金利生活者層であった。かくして治安判事行政への参加を媒介として、これらの農村的レンテ生活

者と成立しつつある市民的レンテ生活者とが融合していくことになったのである。

「農村的レンテ生活者の集団と市民的なレンテ生活者の集団とが独特なかたちで融合して『ジェントルマン』という類型を生み出すという過程は彼らが共同して治安判事職に関わるることによって協力を促進されることになった。これらすべての集団においてはいまや、その子弟がまだ若いうちに、人文主義的教育課程を修了すると治安判事に任命してもらうことが身分的習俗となったのである」(ebenda, S. 678, 訳二六七頁)。

イギリス独特の「ジェントルマン」の階層については、『職業としての政治』においても、君主と等族との対抗のなかで出てくる職業政治家の重要な類型として位置づけられている。

「第四の範疇はイギリス特有のもので、小貴族と都市在住の利子生活者を含む都市貴族、専門用語で『ジェントリ』と呼ばれている階層である。これはもともとは君主が大貴族(バロン)に対抗して自分の味方に引き入れて、『自治体』の官吏にしたのであるが、後には君主はますます彼らに依存するようになっていった。彼らは自分たちの社会的勢力のためにこれらを無償で引き受けることによって、地方行政のすべての官職を独占することになった。彼らはヨーロッパ大陸のすべての国家がたどることになった官僚制の運命からイギリスを護ることになったのである」(Politik als Beruf, S. 185, 脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫、三七頁)。

それではヒンツェが指摘していたイギリスとプロイセンとの類似と相違についてはどうだろうか。この点について

もウエーバーは、学術論文とは異なる政治評論のたちではあるが、「ドイツにおける選挙法と民主主義」において、プロイセンの騎士的領主層は真の意味での貴族主義（アリストクラシー）の担い手たりうるか、と問い、次のように答えている。⁶⁾

「では貴族主義とはいったい何を意味するのか、あるいはむしろこういった方がいいかもしれないが、ある階層が——その階層が本質的に封建的（『貴族』 Adel）であるかそれとも市民的（『都市貴族』 Patriziat）であるかに関わりなく——語の政治的意味での貴族としての役割を果たしたまた政治的にもそのようなものとして利用できるためにはいかなる条件が必要であるのか？ 何よりもまず第一に経済的に他から攻撃を受ける恐れのない存在であることである。貴族は、これが最も基本的な前提条件なのであるが、国家のために生きることができ、国家によって生きることではならないのである」（Wahlrecht und Demokratie in Deutschland, MWG, I/15, S. 376, 訳一九一頁）。

ウエーバーにおいては、何よりその政治的意味、貴族が層として果たすべき政治的機能に重点が置かれている。貴族とは、国家によって (von) ではなく、国家のために (für) 生きることができ存在でなければならない——「職業としての政治」においても「政治によって」と「政治のために」というかたちでこの論点が論じられているのは周知のところであろう——。みずからの生存のために日々戦わねばならない無産の大衆は、それだけ政治において「情緒的な動機、激情やその場限りに刺激的な印象」にとらわれることになりやすい。大衆は今日明日のことしか考えない、これに対して、そうした情緒的な動機に左右されない「冷静な頭脳」と「政治的な節操」とは、もちろん他の条件が同じならばという条件のもとではあるけれども、資産のある人間の方により容易に見いだすことができる。も

とよりここで問題にしているのはたんなる収入の大きさではない。内面的に政治のために生きることができるとは「経済的な余裕」がなければならぬ。この点では日々の経済闘争に巻き込まれている企業家も失格である。そうした意味において十分な「経済的な余裕」をもつことのできるのは、かつての莊園領主(グルントヘル)などに代表される大規模な資産をもつ大金利生活者だけである。まさにそうした意味において経済的な余裕をもつからこそ、貴族はまた高貴な生活様式を担い、また「趣味の文化」を育成することができる。この点はその本質が封建的な領支配を基盤とする貴族だけでなく都市市民の上層の門閥貴族であつても変わるところはないとウエーバーはいうのである。

それではドイツにおいてそのような意味での「貴族」は存在するか。ウエーバーの結論は否である。東部ドイツの騎士領所有者であるユンカーは、そうした観点からすればもはや「貴族」ではない。なぜならかれらは農業経営者として経済闘争の渦中におかれてゐるからである。その意味においては彼らの本質は市民的資本主義的な企業家である。プロイセンの官僚・軍隊の担い手となつたユンカーをはじめとするすべての社会層は、経済的にも社会的にも「市民的中産階層」であるとウエーバーはいうのである。もとよりすでに述べたように問題は社会的・経済的な条件だけにあつてではない。

「ロマン民族の類型に属する人々の間でその下層にいたるまで支配的な作法は、一六世紀以来発展してきたところの『騎士道』の模倣に基づいてゐる。アングロサクソンの習律もまたその最下層の人々にいたるまで人間形成に影響を与えているのだが、これは一七世紀以来イギリスで指導的な役割を果たしている階層、つまり中世後期に農村名望家と都市市民の名望家との独特の混合であるところの『ジェントルマン』から成立して、『自治』の担い手となつた

階層の社会的な慣習から生まれてきたものである。これら二つの場合にはいずれも——これが後に決定的な影響を及ぼすことになるのだが——それぞれの習律や立ち居振る舞いの決定的な特徴はだれでもたやすく模倣することができたし、だから民主化されることができたのである。ところがこれに対してドイツの大学によって資格証明を与えられた官職候補者たちの習律は、そして彼らに影響を受けた階層の習律、とりわけ学生組合によって教え込まれた慣習は、学士試験受験者層の外部にいる何らかの集団によって模倣されるには明らかに適したものでなかったし、ましてや幅広い大衆によって模倣される、つまり『民主化』されるには適したものでなかったし、いままも適してはいない。もつともその内奥の本質においてこれらの習律は決して紳士的でも、またいかなる意味においても『貴族的』でもなく、徹頭徹尾粗野な平民的性格をもっていたのであり、むしろそうであるからこそそれらの習律は民主化されないのである」(ebenda, S. 387, 訳二〇一—二〇三頁)。

ドイツにおいても官僚とその候補者の階層は、ユンカーの子弟だけでなく幅広い市民階層からも構成されている。その意味においてはまさにイギリスにおける農村名望家と都市市民名望家との混合であるところの「ジェントルマン」に類比しうるといえることができるかもしれない。だがまさにそこで行われている作法、アングロサクソンのクラブで支配的な紳士の平等の原則とは異なり、学生組合で横行しているところの決闘、飲酒の強制などを通じて行われる下級生いじめと粗野な作法によつては、けつして貴族主義的な紳士を生み出すことはできない。まさにその意味においてドイツの官僚とその候補者の階層を支配している作法は閉鎖的なカーストの因習であり、そこから生み出される人間類型は粗野な「成り上がり者」以外の何ものでもない、とウェーバーはいうのである (ebenda, S. 382-385, 訳二九七—二九九頁)。

ここではヒンツェとほぼ同様の視角からイギリスの「アリストクラシー」の開放性と東部ドイツのユンカーの閉鎖性とが対比されているということが出来る。もとよりこれは、平等選挙法への反対論に対する反批判という政治的な文脈での発言であるが、いずれにせよ支配構造そのものが慣習、生活態度にもたらす類型的影響という「支配の社会学」の視角が生かされているということが出来るだろう。⁽²⁾

3 ウエーバー内政改革論との関連

以上のように西洋の代議制の世界史的位置をめぐるヒンツェの比較国制史的な議論は、ウエーバーがその宗教社会的作業や『経済と社会』とくに「支配の社会学」と問題設定・視角を共にするものであるとともに、ドイツの内政改革、議会主義の可能性をめぐるウエーバーの議論とも密接に関わるものであった。

すなわち、ヨーロッパの身分制議会の歴史的前提を明確にした上での二院制と三部会制という類型の対比は、イギリス型の議会制統治と大陸型の君主制統治というかたちで行われていた対比について、あらためて歴史的な比較の基準を提示するとともに、両者をもとに特殊ヨーロッパ的な身分制議会の類型として位置づけることによって両者の対立を相対化するものであった。しかもそうした対比の基準からするならば、プロイセン東部はレーエン制の影響力の強い旧カロリンガ帝国の領域に圏外に位置しており、したがってイギリスやハンガリーなどとともに基本的には古い二院制の類型に属するというかたちで、イギリスとプロイセン東部との類似についてもあらためて検討の光が当てられることになる。その意味においてはヒンツェの一連の議論は、イギリスとの地理的・歴史的条件の相違を理由にプロイセン・ドイツにおける議会制統治の不可能性を主張する当時のドイツの通説的見解に対して、再検討を迫るもの

であったということができらるであらう。

さらに三部会型の類型に属するフランスとドイツとの相違は、帝制ドイツの政治構造の歴史的条件的あり方を考えるうえで重要な論点を示唆している。身分制議会の二院制と三部会制の区別が地理的配置、つまり後者が旧カロリナ帝国の領域に属しレーエン制の影響を強く受けているところであることを指摘した上で、ドイツ（神聖ローマ）帝国についてヒンツェは次のように述べていた。

「つまりこれら二つの類型は歴史的・地理的に並存しているばかりでなく、発展史的につながりあつてもいるのである。しかも前者のイギリス的な二院制の類型が、発展史的に見ると、後者よりも古くかつ本源的なものなのである。ドイツ帝国は、それがどれほど解体しても基本的には堅持したその古い国制の点で——帝国の大きさとその解体に伴う特殊性は多々あるにせよ——二院制に属しているのに対し、帝国の解体によつて生まれた、より新しくより近代的な国家形態たる諸領邦は三部会制に属している」(Welgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung, S. 125, 訳一一頁)。

ドイツの場合に、個別領邦はフランスと同様に三部会制の類型に属するのに対して、帝国全体はそれがもともとついていた古い国制にもとづいてイギリスと同様の二院制の類型に入るのである。もとよりイギリスとフランスとの対比の中で、ドイツの帝国と個別領邦とを対照させるといふ議論は歴史的な事実認識のレベルではそれほど珍しくない。たとえばドイツ自由主義の先駆的存在といわれるダールマンもその『政治学』においてこう論じていた。

「ドイツにおいては貴族はイギリスの道もフランスの道もとらず、第三の独自の道をとることになった。ドイツの上層貴族は「イギリスと同様に」国王を屈服させて統治を担った。もとより彼ら全体がではない。そのうちの幾つかがドイツ帝国の一部の支配を担ったのである。これらのかつて帝国諸侯であった家門はいまやドイツ連邦の主権をもつ諸王家となり、ここでは旧いレーエン制度の原則における不分割原則と長子相続で守られている。これに対してドイツの下層貴族は、もっぱらレーエン原則をほとんど放棄してしまい、長子相続がほとんど認められなかつた。認められないがために、彼らの内にあつては貴族の位はそのすべての息子に担われることになり、そのためにかれらは空位になったより高い地位につくことができず、新たに移植された憲法に置いて強力な上院を形成することもできない状態にあつたのである」(Friedrich Christoph Dahmann, *Die Politik* (1835), Fankfurt a. M. / Leipzig, 1997, S. 55)。

治安判事制に基づく地方自治制のうちにイギリス立憲体制の核心をみたルドルフ・グナイストもまた同様の観点から、王権の等族の下への服属がつよまるイギリスと反対に等族自治が解体して官僚制的な絶対主義へと発展していくフランスとを対照させ、ドイツは帝国全体としては等族の共同統治が強いものに対して、領邦では等族の自治は不完全で官僚国家への傾向が強いと指摘している (Rudolf Gneist, *Der Rechtsstaat und die Verwaltungsgerichte in Deutschland*, 2. Aufl., Berlin 1879, S. 22-23)。ヒンツェの指摘はそうした論点をあらためて比較国制史的な文脈に位置づけ直したものだといえることができるだろう。もとより帝国レベルにおいて、イギリスに見られたような等族優位の議会制統治や、ハンガリーやポーランドにみられるようないわゆる貴族共和制的な構成の可能性はなかつたかという点についてはおそらくヒンツェは消極的な回答を与えたことであろう。というのも帝国ドイツの場合には高級貴族の第一院に対置されるのは、下級貴族ではなく都市の代表であつて、高級貴族と都市の中間に位置する下級貴族、騎士身分が身分制議

会へと代表を送ることはできなかったからである。下級騎士身分のおかれたそうした地位は、すでに述べた地方自治団体の欠如と密接に関連しているとヒンツェは述べている (Typologie der ständischen Verfassungen des Abendlandes, 128-129, 訳一七頁)。

ともあれ相対的に帝国等族の強い帝国の構成は、ドイツにおける皇帝の性格を考える上で興味深い論点を示唆している。というのもそうした帝制と皇帝の性格は第二帝制にも部分的にはあれ引き継がれることになるからである。

ドイツ統一と帝国の設立に際して、皇帝の称号をいかにするかが一つの論点であった。一八四九年のフランクフルト憲法の統一構想における皇帝の称号は「ドイツ人の皇帝」(Kaiser der Deutschen)であった。これはフランス革命後のナポレオンの「フランス皇帝」(Empereur des Français)に倣い、人民から導出された権力という意味合いをもっていたのでもとより採用されなかった。皇帝位に就くプロイセン国王は「ドイツ国皇帝」(Kaiser von Deutschland)、つまりドイツという領域に対する支配者としての意味を明確に示した称号を望んだといわれる。これはプロイセンの實力による統一という歴史的経緯のしからしめるところとして、また皇帝位にプロイセン国王が就くといふ優位の構造からしてもあり得る一つの選択であったが、これに対してはバイエルン、ヴェルテンベルク、ザクセンなどの諸侯——これらは普仏戦争後にあらためて統一に加わった、その意味でプロイセンに対して対抗と自立の意識のとりわけ強い諸邦である——が反対したため、結局のところ「ローマ皇帝」(Römischer Kaiser)に倣った「ドイツ皇帝」(Deutscher Kaiser)という称号が採用されることになった。その限りにおいて第二帝制は、神聖ローマ帝国の再興としての側面をもっており(これはウィルヘルム一世の戴冠の辞で明言される)、帝国諸侯とそれから構成されるいわば連邦制的な帝国国制の頂点に立って、諸侯の利害の擁護者としての皇帝という旧帝制の皇帝理念を継承していたのである。パウル・ラーバントらの実証主義的国法学の通説的解釈において、皇帝位があくまでも諸侯の「同輩者中の

第一人者」にとどまるといふのもそうした皇帝の理念を反映しているといふことができるであらう。

もとより統一された新帝国は一方では近代的国民国家としての内実を有しており、資本主義的な経済発展とそれを基礎とする統一的な帝国諸制度の設立と発展にもなつて、帝国政府とその頂点に立つ皇帝の地位は連邦諸邦なかななくプロイセンに対して相対的に自立化していくことになる。それにともなつて皇帝の君主化の側面が、トライチュケのような国民的君主制という方向であれ、また後には皇帝位をボナパルティズム的な帝制理念の方向で読み替えようとすするフリードリヒ・ナウマンなど、さまざまのかたちで提起され、模索されることになるが、そうした試みはやはり帝国の連邦制的な基本的構成のもとでは相互に矛盾を抱えざるをえず、貫徹することはできなかった。

このような意味においてドイツ第二帝制の皇帝位は、いわば単一国家の国民主義的な君主としての性格とともに連邦制的な旧皇帝位の継承という側面を濃厚に有したのであつた。前章で述べたように、ワイマール共和制への轉換に際してウエーバーが提案したライヒ大統領制の構想は、明らかに前者の性格の強化という側面をもっていた。すなわちウエーバーはプロイセン優位の連邦制的国家構造から単一国家への轉換を第一の理由として直接国民選挙のライヒ大統領制を提起したのであつたが、それはいわばトライチュケ的な国民主義的君主の代替物というべき性格のものであつた。

ただしその場合には次のような問題が残されることになる。すなわち、ワイマール共和制の頂点に立つ大統領はいわば中立的な君主的な機能を担う存在なのか、それともみずから政治指導に積極的に携わる国民の指導者なのか、という問題である。後にカール・シュミットはこの点を次のように指摘することになる。

「大統領は、理念においては、政党組織と政党官僚制のもろもろの限界と枠をこえ、全人民の信任を一身に集める

人、政党人ではなく、全人民の信任を受けた人と考えられる。実際にこのような憲法規定の趣旨にかなうような大統領選挙が行われるとすれば、それは、民主制の国家に存在する多くの選挙のどれよりも以上のものである。それは、ドイツ人民の大規模な喝采であり、民主制においてこのような喝采に属する全き不可抗性をもつはずである。だが、このように基礎づけられたライヒ大統領の地位が政治的指導以外のどんな意味および目的をもつことができるだろうか？もし実際にただ一人の人に全人民の信任が集まるならば、彼が政治的に無意味な存在にとどまり、ただ祝祭日の演説をしたり他人の下した諸決定に名前を添えたりするためだけにそうしたことが生ずることは決してない。したがって、ライヒ大統領が政治指導者であるということは明らかであり、そのことはライヒ憲法第四条の根本思想に完全一致する。憲法によりライヒ大統領が保持している重要な統治権限、軍隊の総指揮、非常事態の措置や恩赦なども、その行使はやはり大臣の副署に拘束されるとはいえず、ここで問題になっているのが非政治的なポストではないということを示明している。そうしたことの結果として、ワイマル憲法ではライヒ宰相とライヒ大統領という二人の政治指導者が問題となってくる。ライヒ宰相は政治の大綱を決定するが、それは彼がライヒ議会の信任、つまり変転し不確実な政党連合の信任に支えられている限りにおいてである。これに対してライヒ大統領は全人民の信任を、諸政党に分裂したライヒ議會を媒介することなく、直接にその一身に集めている。人民がこのように二人の政治指導者をもつということは、もし両者が本当に政治指導者であって、しかも同じ政治的方針をもたない場合には、危険な紛争をもたらすことになる。これは立憲君主制の二元論よりもいっそう悪い結果をもたらしかねない二元論である。……／しかしながらライヒ大統領が指導者ではなく、ひとりの非党派的、中立的な存在であるとすれば、中立的権力、*pouvoir neutre* の担い手として、仲介者、調整的権力、調停者であり、彼は決定するのではなく諸党派をとりまとめ、諸党派の間に彼が有する声望と信任を通じて、相互諒解の雰囲気を作り出すのである。ライヒ大統領エーベルトは、

まだ全ドイツ人民によつて選ばれてはいなかつたが、重大な事態においてこの任務を果たしていた。このことがもつとも明瞭になるのは一九二二年の夏のバイエルンとライヒとの間の紛争の期間である。一般的にはこうした活動は、事柄の本質上、目につきにくいもの、いやそればかりか目に見えないものであつて、大統領が一つの政党の拘束から首尾よく免れているということをも前提条件としてゐるのである。世襲によつてその地位についた君主は、古くからしつかりと王位を保持している王朝の成員として、政治的な意義を低下させることなく中立的な態度を堅持することが一般的には容易である。これに対して選挙された大統領は、あるいは彼が真に全人民から選ばれたとしても、全人民は当然のことながら政治的な存在であるからして、この場合には大統領はとりわけ決定的かつ強い意味において政治家であり政治指導者であつて、たんなる中立的第三者とはならないだろう。あるいはまた大統領は諸政党の協定に基づき政党連合から選ばれるかもしれない、その場合には彼は中立者というあの特別な役割をたやすく果たすことはできない。というのも諸政党組織は信頼できる政党人か、あるいは政党組織にとつて邪魔にならない無害な人間を大統領にするであろうから。そうなれば大統領の行ふ中立的、仲介的、調停的活動はその価値と効果を失う。彼は政治的決定力も真の中立的権力もたない、たんなる議會ないしライヒ政府の付属物にすぎないものとなる。事実としてそのような状態が生じたとしても、これを憲法違反と呼ぶことはできない。ワイマール憲法の憲法律上の規定によれば、そうした可能性もまた開かれてゐるからである」(Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, S. 350-352. 尾吹義人訳『憲法理論』創文社、一九七二年、四三三—四三五頁)。

もとよりそこには世襲君主制と人民投票の大統領との政治的機能の相違という問題が存在するのであるが、同時にまたドイツの連邦制的国家構造のもとの国家元首の性格という問題がそれと不可分に結びついてゐたということが

できるであろう。そうした観点から見たときに、いわば国民主義的な君主の代替物としての側面に——したがって潜在的にはシュミットのいう国民の政治指導者としての側面——傾斜した大統領の構成が望ましかったかどうかという問題はなお検討の余地を残しているように思われる。帝国ドイツと領邦のレベルにおける君主・議会体制の類型的相違というヒンツェの指摘はそうした問題に歴史的・比較国制史的な光を当てるものであったということができるだろう。⁽⁸⁾

註

(1) ヒンツェの方はウェーバーの社会学的な仕事をよく知悉しました評価していたが、ウェーバーの側はヒンツェの仕事についてほとんど知らなかったし、知っていたとしてもあまり評価していなかったという誤解は——「ロツシャーとクニース」を少し注意深く読めば明らかでないであるにも関わらず——よくみられる。たとえばモムゼン編「ウェーバーと同時代人」の中でヒンツェとウェーバーとの関係を論じた J・コッカの論文はその典型である。Jurgen Kocka, Otto Hintze und Max Weber: Ansätze zum Vergleich, in: Wolfgang J. Mommsen und Wolfgang Schwenker (Hrsg.), Max Weber und seine Zeitgenossen, Göttingen / Zürich 1988, S. 403ff. 余亞道徳訳「オットー・ヒンツェとマックス・ヴェーバー」鈴木広・米沢和彦・嘉目克彦監訳「マックス・ヴェーバーとその同時代人群像」ミネルヴァ書房、一九九四年、二九九頁。

(2) この点については近刊予定の拙著「国家学の再建——イェリネクとウェーバー」でとくにペロウ、ギールケとの継承関係に焦点を当てながら論じることにした。

(3) 以下でヒンツェはフリードリヒ・ネツナーの論文を註記している。Friedrich Tezner, Technik und Geist des staendisch-monarchischen Staatsrechts, in: *hrg. von Gustav von Schmoller, Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen*, Bd. 19, Heft 3, Leipzig 1901. 近代議会制と身分制議会との相違をどう考えるかについては、ネツナーとフェリックス・ラッハファールとの間で論争が行われている。Felix Raftahl, *Der dualistische Staendestaar in Deutschland*, Jb. für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich, 26. Jg. 1902.

(4)

身分制議會の性格をめぐっては Below, Die landständische Verfassung, Territorium und Stadt, München / Leipzig 1900 も参照。

ただし、そうした図式はたしかに分かりやすいが、両者の関係を的確に捉えているかどうかという問題は残されている。ウエーバー自身がギールケのゲノッセンシャフト概念を継承していることは市民の兄弟盟約を重視する彼の都市論をみても明らかであろう。その都市論においてウエーバーは、イギリスの都市の特質とその事情を、大陸ドイツとは異なり早期に国王による集権的権力の成立していたという点に求めていたが、この点についてヒンツェはこう述べている。

「イギリスについては、ここで一言つけ加えておかねばならない。ノルマンの征服によつてはじめてフランク封建制の流れ込んだが、だがこの流れは深く浸透せず、やがてふたたび後退してしまふ。一二世紀には封建的軍制は解体している。次の世紀には小作関係の導入によつて封建的經濟的制度が改心される。一四世紀以後は封建制に代つて身分・議會制が現れる。封建制段階のこうした急速な克服はたんに王權の強さとか、貨幣經濟の早期の展開といつたことでは説明できず、むしろこの国が本来部族国家であつて、大陸諸国家のような帝國主義的小兒病を経験しなかつたといふ基本的事実によつてこそ説明しうるものである」(Hinze, Staat und Verfassung, S. 103; 『封建制の本質と拡大』三九頁)。

本文中で紹介したように、ヒンツェにとつて封建制とは、部族・氏族制度から国家への「正常」な転換が、早期の「帝國主義」によつて「偏向」させられたところで生ずる——いわば広域支配の技術的条件の十分に存在しないところでおこなわれる支配手段だといふのであるが、イギリスもまたそういう「偏向」をまぬがれた「部族」国家の發展のケースだといふことになるのであろう。イギリスにおいてレーエン制の影響が相対的に少ないという事情もまたそうした観点からヒンツェは説明するのである。そしてその限りにおいて、イギリスにおいてはレーエン制によつて解体されなかつた自治がそのまま存続しえたといふのである。

これに対してイギリスについては、ゲノッセンシャフト原理の相対的優位という図式が必ずしも妥当しない、というのがウエーバーの見解であつた。もとより中央と地方、地方の何らかの社会集団による自律性の獲得という視角が欠如しているわけではない。それを「ゲノッセンシャフト」と「ヘルシャフト」といふ概念構成、あるいはそうした名称で捉えることが適當かといふことである。この点は、ヒンツェもまた——ウエーバーの指摘を受けながら——問題としているローマ法の継承とも関連させて別に、格付されなければならぬ。ヒンツェもまた「三部会」型の諸国では身分制組織はむしろ「強制ゲノッセンシャフト」といふかたちであらわれると述べている (ebenda, S. 138; 『身分制議會』三一頁)。ウエーバーの社会学的概念、「カテゴリー論文」でいえば、アンシユタルトと結社 協定と授与、自律性と自主性といった一連の概念構成は、そうした複雑・錯綜する事態を解きほぐすための手段なのであつ

た。

もとよりウエーバーの観点がややヘルシャフト的な「アンシュタルト」の現象面に偏るきらいとはいえない。たとえば「職業としての政治」においてイギリスにおける近代的な政党组织の先駆として位置づけられるチェンバレンの「コーカス」についても、パーミンガムの都市自治体行政とそこでの一連の改革という基盤、それまでになかった選挙区(ウオード)毎の有権者の組織化といった側面についてもいまま少し異なる描き方ができるのではないかという問題はありうるだろう。もちろんこれはウエーバーが依拠しているオストロゴルスキーの視点と叙述によるところが大きいということはあるし、ウエーバーの方法に依拠してこれらの論点を取られることができないということではないのである。

(5) ただしウエーバーの場合にも以下本文で紹介する治安判事制を中心としたイギリスの自治の特質は、家産制の限界事例としての名望家支配という側面からだけでなく、西洋都市におけるイギリス都市の特殊性ならびにそれと関連したローマ法継受の有無という比較史的文脈に位置づけられている。この点については近刊予定の「国家学の再建」第六章。

(6) 政治評論と学術論文とをウエーバーは明確に区別しており、概念構成自体にも微妙な相違が存在している。最晩年の講演「職業としての政治」を別にすれば、大戦中から敗戦後の一連の政治論文には、カリスマ、合法性などの「支配の社会学」の概念や用語が用いられていない。ここでいわゆる「アリストクラシー」も学問的著作としての「経済と社会」では固有の社会学・社会科学的概念としては使用されていない。「支配の社会学」においては、ほぼ同じ論点が「名望家」というかたちで論じられている。

「営利活動に従事している人々が余暇をもたなく (unabkömmliche) なければなるほど、直接民主主義的な行政は「名望家」の支配へと移行していく傾向をそれだけ強くもつことになる。われわれはすでに「名望家」の概念を、特別な生活様式に附着した社会的名譽の担い手であることを学んだ。いまやそれに名望家層にとって不可欠の、しかも先のものとはまったく別の標識がつけ加わることになる。すなわち、その経済的な状態からして社会的な行政や支配を「名譽義務」として引き受けることができるという資格である。われわれは「名望家」をさしあたり次のようなものとして一般的に理解しておくことにしたい。すなわち、(相対的に)自ら勞することのない所得、あるいは自分の職業活動(が必要な場合でも)と並んで行政機能を引き受けることができるようなそのような種類の所得の持ち主であり、しかも同時に——古来からとりわけあらゆる不勞所得の取得がそうであったように——その経済的状态からして、彼に「身分的名譽」のもつ社会的な「威信」をもたらし、それによって支配の座に彼を就かせるような生活様式を有する人々としてである」(Herrschaftssoziologie, S. 547; 支配一九頁)。

行政や支配を、つまり政治的な活動に携わることのできる「経済的余裕」が「名望家」のいまひとつの本質的要件とされている。もとよりそうした名望家による副業的な政治運営から「職業政治家」の支配へ、いいかえれば近代的な政党の形成へと事態は変化しつつあった。そうした状況の下で「職業としての政治」の営みとその条件はどのようになるのか、これがウェーバーの関心事であったことは周知のところである。イギリスやアメリカにおいて先進的に進行しつつある事態をウェーバーはどう捉えたのか、それが『経済と社会』大戦前草稿から戦後の改訂稿「第一部」そして最晩年の講演「職業としての政治」といった一連の国家学・政治学的作業の中でどう反映しているのかは、今後検討されるべき課題である。

(7)

ただしヒンツェ自身は第一次大戦前の論文「君主制原理と立憲的国制」(Das monarchische Prinzip und die konstitutionelle Verfassung, 1912)ではドイツの君主制統治とイギリス型議會制統治とを異質なものとして対比するという——シユタールなど保守主義的な論者と同様の——立場に立っており、戦後の論文はその修正・相対化という側面をもっている。